令和4年3月17日制定

(総則)

第 1 条 県は、介護福祉士実務者養成施設が行う遠隔授業等の実施に必要な経費の一部を補助することにより、デジタル技術を活用した高度な教育を提供できる環境を実現するため、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則(昭和 5 7 年岐阜県規則第 8 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいい、地方公共団体その他これらに準ずる者が設置するものを除く。)又は都道府県知事が指定した養成施設の設置者のうち、本補助金と同種の補助金を利用していない者とする。

(欠格事由)

- 第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。
 - (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 役員等(役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人
 - (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人
 - (4) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的 又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴 力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。 以下同じ。)を利用している法人
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便 宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、 又は関与している法人
 - (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、 資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。) 及び経費(以下「補助対象経費」という。)並びに補助金の額は、別表 のとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。
- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付し なければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

- 第6条 補助金の交付の決定をする場合に付ける条件は、次に掲げるとお りとする。
 - (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更(当該配分額の20パーセント未満の変更を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (2) 補助対象事業の内容の変更(補助金の額の20パーセント未満の減額を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (4) 補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を知 事に報告し、その指示を受けること。
 - (5) 補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」 という。)の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が 確定した場合は、その確定額に相当する額を速やかに知事に報告する こと。
 - (6) 前項の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額に相当する金額の全部又は一部を県に納付させる場合があること。
 - (7) 補助対象経費に対し、重複して、他の法律又は予算制度による国の 負担金又は補助金の交付を受けないこと。
- 2 前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書及び同項第5号の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 前項第1号の承認の場合 事業経費配分変更承認申請書 (別記第2 号様式)
 - (2) 前項第2号の承認の場合 事業内容変更承認申請書 (別記第3号様式)
 - (3) 前項第3号の承認の場合 事業中止 (廃止) 承認申請書 (別記第4号 様式)
 - (4) 前項第5号の規定による報告の場合 消費税等仕入控除税額報告書(別 記第5号様式)

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する交付申請の取下げができる期間は、 補助金の交付決定の日から10日以内とする。

(実績報告)

- 第8条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。
- 2 実績報告書には、別記第6号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日(補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。)から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付時期等)

- 第9条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第7号様式に よる補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

- 第10条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の 規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものと する。
- 2 知事は、規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第1 8条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

- 第11条 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に掲げる期間とする。
- 2 規則第21条第2号の知事が定める財産は、単価30万円以上の機械及 び器具とする。
- 3 知事は、補助事業者が知事の承認を受けて財産の処分をすることにより 収入があった場合は、その収入額の全部又は一部を県に納付させることが できる。

(書類、帳簿等の保存期間)

第12条 規則第22条の知事の定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
	補助対象経費 次に掲げるもの 1 設備整備費(交付決定の日から当該年度の3月31日までに発生したものに限る。) (1)システム、サーバー等の購入費 (2)大型ディスプレイ、モニター、電子黒板、スマートグラス、カメラ、マイク及びこれらの付属品等の購入費 (3)学生貸与のための情報処理関係設備(ノートパソコン、タブレット型端末等)の購入費 (4)インターネット回線への接続機能を有	補助金の額 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に1/2を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額(2,000千円を上限とする。)
	する可搬型通信機器(モバイルWifiル ーター、LTE対応通信機器その他こ	
	れらと同等の機能を有すると認められる物品をいう。)の購入費(初期設定費を含み、1台当たり1万円を上限とする。)	
	(5) インターネット回線に接続し、複数の 者が情報機器端末を介して双方向送受 信を行う際必要となるソフトウェアの	
	購入費及び使用料(当該年度の3月 31日までの使用に係るものに限る。)	
	2 指導・支援費(交付決定の日から当該年度の3月31日までに発生したものに限る。) 遠隔授業等の実施に必要な設備の専門的指導、利用支援等を行う者に係る報償費、旅費及び委託費	